

宇部市テニス協会個人登録規程

(設置)

第1条 宇部市テニス協会（以下「協会」という。）規約第15条に基づき、協会の円滑な運営と組織の強化を図るために個人登録制度を設置する。

(資格)

第2条 個人登録に要する資格は、協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）に所属することとする。

なお、協会の登録と山口県テニス協会への登録は同一とすること。

- 2 協会に個人登録した者は、協会が主催する大会に参加できるものとする。
- 3 個人登録者を一般会員（社会人・大学生）と学生会員（高校生以下）に大別する。
- 4 高校生以下で構成する加盟団体を指導する一般会員のうち希望する者は、当該加盟団体からの個人登録を認める。
- 5 転入等により団体に未所属で大会に参加を希望する場合、年度末までに限り個人登録を認める。
- 6 前2項の場合の個人登録費は、第3条第1項のとおりとする。

(登録費)

第3条 登録費は、一人につき一般会員1,500円、学生会員500円とし、加盟団体から納入するものとする。ただし、一旦納入された登録費は返還しない。

- 2 登録費の納入期限は、登録期間開始前に協会が指定する期日までに納入するものとする。ただし、年度の途中で登録する場合は、随時納入するものとする。
- 3 すでに登録費を納入している者が、年度の途中で加盟団体を変更した場合は、登録費は徴収しない。
- 4 登録費の納入がない者の大会への参加は認めない。

(登録期間)

第4条 登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度の途中の登録は翌年の3月31日までとする。

(登録方法)

- 第5条 加盟団体から登録するものとする。
- 2 登録者には、協会が個人登録番号を付与する。

(細則)

第6条 この規程の施行に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規程は平成14年3月1日より施行する。

平成15年3月1日一部改定

平成16年3月1日一部改定

平成18年3月1日一部改定

平成20年3月1日一部改定

平成24年3月1日一部改定